

改正

平成26年4月30日告示第63号

八幡平市ものづくり販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が開発した新製品、新技術の販路拡大を支援するため、展示会、商談会等（以下「展示会等」という。）への出展に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者が組織する団体で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 製造業に属する事業を主に行う者
- (2) 市内に主たる事業所を有する者
- (3) 納期の到来した市税を完納している者

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとし、補助は、1年度に1企業当たり1回までとする。

| 経費 | 補助額 |
|--------------------------------------|--|
| 出展料、小間装飾費、印刷製本費、通信運搬費、旅費、その他市長の認める経費 | 補助対象経費のうち、2分の1に相当する額以内の額とし、25万円を限度とする。 |

2 国、県、市その他の公的機関の他の制度により展示会等への出展に要する経費に係る補助金（以下この項において「他の補助金」という。）を受ける場合は、前項の補助対象経費に対応する他の補助金の額を同項の補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡平市ものづくり販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の提出は、展示会等が開催される日の30日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

(補助事業の変更等)

第5条 申請者は、補助事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに八幡平市ものづくり販路拡大支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条第1項第2号及び第3号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 申請者の変更

(2) 経費について、20パーセントに相当する額を超える増減

(申請の取下げ期日)

第6条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の交付請求)

第7条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、八幡平市ものづくり販路拡大支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第8条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月30日告示第63号)

この告示は、平成26年4月30日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表 (第8条関係)

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
|---------------|---------------------------|-------|------|------------|
| 規則第3条の規定による書類 | 八幡平市ものづくり販路拡大支援事業補助金交付申請書 | 様式第1号 | 1部 | 第4条第2項に定める |

| | | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|-------|----|--|
| | 1 事業計画書 | 様式第2号 | 1部 | 期日 |
| | 2 収支予算書 | 様式第3号 | 1部 | |
| 規則第6条の規定による書類 | 八幡平市ものづくり販路拡大支援事業 補助金交付決定通知書 | 様式第4号 | 1部 | 別に定める |
| 規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号の規定による書類 | 八幡平市ものづくり販路拡大支援事業 変更（中止、廃止）承認申請書 | 様式第5号 | 1部 | 変更（中止、 廃止）の理由 の生じた日 から15日以 内 |
| | 1 事業計画書 | 様式第2号 | 1部 | |
| | 2 収支予算書 | 様式第3号 | 1部 | |
| 規則第12条及び第14条第1項の規定による書類 | 八幡平市ものづくり販路拡大支援事業 補助金請求書 | 様式第6号 | 1部 | 別に定める |
| | 1 事業報告書 | 様式第2号 | 1部 | |
| | 2 収支精算書 | 様式第3号 | 1部 | |

様式第1号（第4条、別表関係）

様式第2号（別表関係）

様式第3号（別表関係）

様式第4号（別表関係）

様式第5号（第5条、別表関係）

様式第6号（第7条、別表関係）